

## いただいたご意見（要約）及び考え方

提出意見（要約）	考え方
<p>改正案に賛成。個人での並行輸入車等も追加試験なしの対象とし、リアウインカーの色が赤い又はブレーキランプと兼用の車種やEV/HV車など登録困難な車種も登録を可能とすべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等について、改善措置を適確に講じる能力を有する自動車製作者等により安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、日本の交通環境において保安上及び公害防止上支障がないものとして認められる場合は、保安基準に適合するものとみなす制度としております。</p>
<p>「外交上の約束」と言うが、トランプ大統領があらゆる企業規制を緩めている状況で、今後アメリカの自動車安全基準が日本の安全基準を満たすとは思えないため、保安基準改定そのものに反対し、改めて外交による撤回を求める。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等について、改善措置を適確に講じる能力を有する自動車製作者等により安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、日本の交通環境において保安上及び公害防止上支障がないものとして認められる場合は、保安基準に適合するものとみなす制度としております。</p>
<p>乗員に対する保護性能は車両購入者の自己責任としたとしても、車両購入者とは無関係な歩行者や他の車両への加害性が高く日本国内規制に適合していない車両は認めるべきではない。政治的問題から米国製造車両の追加試験免除することによる日本国民への傷害リスク増加は多くの国民が許容しないと考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等について、改善措置を適確に講じる能力を有する自動車製作者等により安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、日本の交通環境において保安上及び公害防止上支障がないものとして認められる場合は、保安基準に適合するものとみなす制度としております。</p>
<p>電動車のバッテリーの基準についてアメリカ基準のバッテリー搭載車でもナンバー登録を現実的に可能とすべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等について、改善措置を適確に講じる能力を有する自動車製作者等により安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、日本の交通環境において保安上及び公害防止上支障がないものとして認められる場合は、保安基準に適合するものとみなす制度としております。</p>

<p>改正案は、高度な技術と厳格な認証制度を有する米国で安全性が確認された車両について、重複的・形式的な試験を整理し、行政の合理化と安全行政の信頼性向上につながるものであり、特定の車種やメーカーを優遇するものではなく、客観的事実に基づき判断する枠組みを整える点も、今後の技術革新が加速する自動車分野において、日本が世界から取り残されないために不可欠。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等について、改善措置を適確に講じる能力を有する自動車製作者等により安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、日本の交通環境において保安上及び公害防止上支障がないものとして認められる場合は、保安基準に適合するものとみなす制度としております。</p>
<p>第 19 号様式の 2 について、記号だけだと何なのか分かりにくいので、文字も加えるべき。告示案第 1 条中「とき又は」を「とき、又は」とすべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 第 19 号様式の 2（認定を受けた自動車の標識）は、認定を受けた車両であることを整備工場等が容易に確認できるよう被視認性等を考慮したものとしています。 告示第 1 条の条文については、読点の有無が条文の解釈に影響を与えるものではないため、原案のとおりとしております。</p>
<p>米国による安全基準では国際的な安全基準を満たさない車両、特に歩行者の安全性能などに問題があり、現在は米国など一部の国でしか販売できないようなこれらの車両を、なんの対策もしないまま日本国内で販売できるようになるというのは、危険なだけで日本国民には何もメリットがない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等について、改善措置を適確に講じる能力を有する自動車製作者等により安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、日本の交通環境において保安上及び公害防止上支障がないものとして認められる場合は、保安基準に適合するものとみなす制度としております。</p>
<p>改正案は、国際整合性や市場開放の観点から適切であるが、米国で安全性が認められている高度運転支援ソフトウェアを追加試験なしで受け入れること、OTA 更新を前提とした車両については更新管理体制を含めた評価を行うことにより過度な参入障壁を設けないことについて明確化又は運用上の配慮をすべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等について、改善措置を適確に講じる能力を有する自動車製作者等により安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、日本の交通環境において保安上及び公害防止上支障がないものとして認められる場合は、保安基準に適合するものとみなす制度としております。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

<p>改正案の趣旨には賛同。その上で、制度を使いやすくし、かつ安全の実効性を上げるため、認定車両への星型標識を不要とし、対象を製造国のみで区切らず、車種の同一性・同等性や改善措置を確実に行える体制により判断できるよう見直し、また、認定時の評価対象にソフトウェアを含めるだけでなく、認定後の更新に対する取扱いを明確にすべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1) 第 19 号様式の 2 (認定を受けた自動車の標識) は、認定を受けた車両であることを整備工場等において容易に確認できるよう被視認性等を考慮したものとしています。</p> <p>2) 製造国について、「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」を踏まえたものとしております。</p> <p>3) 米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等について、改善措置を適確に講じる能力を有する自動車製作者等により安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、日本の交通環境において保安上及び公害防止上支障がないものとして認められる場合は、保安基準に適合するものとみなす制度としております。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>アメリカ企業が中国で生産しても同車種が米国でも販売されている場合は、普通に日本で販売されるべき。韓国の場合は、米国で生産された自動車について似たような法律があり、アメリカ生産と中国生産を分けているようであるが、これはナンセンスに感じる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>製造国について、「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」を踏まえたものとしております。</p>
<p>わが国の交通安全を担保するに至らないため、改正には反対。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等について、改善措置を適確に講じる能力を有する自動車製作者等により安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、日本の交通環境において保安上及び公害防止上支障がないものとして認められる場合は、保安基準に適合するものとみなす制度としております。</p>

<p>「認定時から変更の無い部分に限り」等の条件を付すべき。認定を受けたアメ車について、新規検査等における現車提示を不要とすべき。標識を表示しなければならないことについて、申請者から使用者へ説明すべき。「同国において安全性の確保が図られていると認められるものその他これに類するものに限る。」とあるが、「これに類するもの」とは何を指すのか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 使用過程においても保安上及び公害防止上支障が生じないよう、認定にあたっては必要な条件を付すこととしております。 今般の措置は、「2025年7月22日の日米間の枠組み合意についての共同声明」を踏まえて行うものであり、新規検査等における現車提示の取り扱いを変更するものではありません。 標識の表示の周知については、申請者において車両販売時に使用者に対し周知することも含め、適切に対応して参ります。 「これに類するもの」とは、国際基準に適合するものを想定しております。</p>
<p>標識を車両後面に表示する必要性が感じられない。自動運転車であれば周囲に認識させる必要があるが、アメリカ生産車であることを周囲の車両や歩行者に認識させる必要はない。認可されていること又は自動車検査員や警察官に対して表示することが目的であれば、車検証への記載や車検標章の隣に表示するだけで良い。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 第19号様式の2（認定を受けた自動車の標識）は、認定を受けた車両であることを整備工場等が容易に確認できるよう被視認性等を考慮したものとしています。</p>
<p>FMVSS は自己認証制度であるが、自動車メーカーの宣言だけで、日本国内における安全性を担保できるのか。国内でさえ不正認証で社会を賑わせているのに、遠く離れた国で製作された車両が日本国内においても安全である根拠を示されたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等について、改善措置を適確に講じる能力を有する自動車製作者等により安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、日本の交通環境において保安上及び公害防止上支障がないものとして認められる場合は、保安基準に適合するものとみなす制度としております。</p>
<p>改正案と告示案に反対。保安基準について、アメリカだけを特別扱いすることに、法の支配の考え方のもとで、合理的根拠はない。保安基準を改正するなら、アメリカ製造だけでなく、どの国の製造であっても同じようにすべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 製造国について、「2025年7月22日の日米間の枠組み合意についての共同声明」を踏まえたものとしております。</p>
<p>米国製キャンピング車の並行輸入車も FMVSS に基づく安全認証を受けているため、追加試験不要の対象に含めるべき。同車を「専ら乗用の用に供する自動車」に該当するものとして取り扱うこと、GVWR3.5t 超の車両について、FMVSS 105 をもって制動試験を不要と</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等について、改善措置を適確に講じる能力を有する自動車製作者等により安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、日本の交通環境におい</p>

<p>すること、VINの1桁目が「3」（メキシコ生産拠点）であっても、告示に該当する米国製車両として取り扱うべき。</p>	<p>て保安上及び公害防止上支障がないものとして認められる場合は、保安基準に適合するものとみなす制度としております。</p>
<p>輸入許可の取得に係る申請手続き、事業者が日本への輸入を検討する際の要件・指針、輸入許可の取り消し要件、不服申し立て手続き、条件若しくは期限又は保安上若しくは公害防止上の制限が課される要件について、明確で、透明性と客観性を備えたものとなっていない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 本制度の運用においては、明確性及び透明性、客観性の確保に努めてまいります。</p>
<p>改正案は意義あるもの。米国基準が安全確保等に資するか否かの研究、交通事故事例や環境保全状況等に関する情報収集及び分析調査の実施、受入台数の上限設定、乗車定員の限定、許容し得ない影響発生時の改修の実施及び改修の継続検査の要件化、適用する米国基準を指定する仕組み、国際基準との整合性及び無差別原則への適合性に係る検証の予備的实施、当該整合性及び適合性を満たすことが困難な場合の実験的又は時限的措置としての運用を提案する。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>国土交通大臣が認定した場合という条件が付され、不安がないため、改正案に賛成。後方の赤色方向指示器も、日本国内を走行する大使館やアメリカ軍所有の車両でも存在しているので、除外する必要はない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等について、改善措置を適確に講じる能力を有する自動車製作者等により安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、日本の交通環境において保安上及び公害防止上支障がないものとして認められる場合は、保安基準に適合するものとみなす制度としております。</p>
<p>日本国が日本の国民のために策定した安全基準を守らない自動車の輸入を認めることは、主権の侵害にあたるのではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等について、改善措置を適確に講じる能力を有する自動車製作者等により安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、日本の交通環境において保安上及び公害防止上支障がないものとして認められる場合は、保安基準に適合するものとみなす制度としておりますので、現行の法律の範囲内での措置となります。</p>

<p>現案では、認可の判断基準が不明確であり、米国市場で広く安全と認められている米国メーカーの車両を、どの程度国土交通省が認めるかが判然としておらず、事業者視点で計画的に商品投入することに支障が生じること等から、米国・韓国間の自由貿易協定で認められた韓国市場での FMVSS 許容案と同様に、FMVSS を順守すれば、日本の自動車安全基準を満たしたものとすべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等について、改善措置を適確に講じる能力を有する自動車製作者等により安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、日本の交通環境において保安上及び公害防止上支障がないものとして認められる場合は、保安基準に適合するものとみなす制度としております。</p>
---	--

上記のほか、今回の意見募集に直接関係しないご意見を 1 件頂きました。